

回 覧 平成29年8月1日(三股町)代表 ☎ 52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|--------------------|-------|-----------------------------------|
| < 募 集 > | 表紙 ◆ | 公営墓地使用者を募集します |
| | 1 ◆ | パソコン基礎講習の受講生を募集します |
| < お知らせ > | 1 ◆ | 「ご当地グルメコンテスト 2017 in まつり宮崎」に出店します |
| | 2 ◆ | 「平成29年度三股町文化賞・功労賞」候補者・団体をご推薦ください |
| | | ◆ 国民年金の受給資格期間が25年から10年に短縮されます |
| | 3 ◆ | 平成29年度被爆二世健康診断調査事業のお知らせ |
| | | ◆ 合併処理浄化槽の補助制度をご利用ください |
| < 保健と福祉 >
(一般) | 4 ◆ | 国民健康保険限度額適用認定証などの申請と更新をお願いします |
| < 保健と福祉 >
(子ども) | 5・6 ◆ | 「児童扶養手当」の制度をお知らせします |
| < 農林畜産業関連 > | 6 ◆ | 農地利用状況調査(農地パトロール)を実施します |
| | 7 ◆ | サトイモ疫病の発生情報が確認されました |
| < 相 談 > | 8 ◆ | 「おもちゃ病院三股」を開設します |
| | | ◆ 「ふれあい福祉相談」を実施しています |



募 集

◆ 公営墓地使用者を募集します

町では、公営墓地の使用者を随時募集しています。

墓地の使用には申込資格や事前の手続きが必要です。次の要領で墓地使用の申し込みを受け付けています。

- 名 称 = 墓苑 高才原 (ほえん たかぜはる)
- 場 所 = 三股町大字蓼池64番地1
- 面 積 = 1区画…5平方^{メートル} (間口2.0^{メートル}×奥行2.5^{メートル})
- 永代使用料 = 1区画…町内居住者 40万円 (ただし、墓碑は別)
町外居住者 56万円 (ただし、墓碑は別)
- 管理手数料 = 1区画につき…年間 3,000円
- 申込資格など = 以下の①～③のどれか1つに該当する人
 - ① 町内に1年以上住所がある人
 - ② 町内に住所があるが1年未満の場合で、町内に永住する見込みのある人
 - ③ 本町に本籍のある人
- 注 意 = 次の場合、使用許可が取り消しになる場合があります。
 - (1) 許可を受けた日から3年以内に、墓碑を^{こんりゅう}建立しないとき
 - (2) 3年間、管理手数料を納めないとき
 - (3) 墓地以外に使用したとき
 - (4) 使用者が、使用場所を譲渡または^{てんたい}転貸したとき
 - (5) 条例、規則などに違反したとき
 - (6) 虚偽の申請を行ったとき

※お問い合わせは、
環境水道課 環境保全係 (2階 ⑩番窓口)
☎ : 52-9082 (直通) をお願いします。



お知らせ

◆ パソコン基礎講習の受講生を募集します

就職につながる基本的なパソコン操作（エクセル・ワード）に加え、就職活動能力を高める実践練習などを行い、さまざまな職場への就職を目指す講習です。

■講習期間＝9月11日（月）～9月22日（金）
※土曜・日曜・祝日を除く9日間

■締切日＝8月28日（月）必着

■募集人員＝15人

■実施場所＝南九州大学 都城キャンパス
（都城市立野町3764-1）

■受講料＝無料

■対象者＝就職を目指している55歳以上の人
（※ハローワークの求職登録が必要です）

■申込方法＝ハローワーク都城、町シルバー人材センターに置いてある申込書に記入して、県シルバー人材センター連合会宛てに郵送またはファクスにてお申し込みください。受け付け後、受講者選考を行います。



※お申し込み・お問い合わせは、

公益社団法人宮崎県シルバー人材センター連合会
宮崎市瀬頭2丁目6番14号

☎：0985-31-3775 ファクス：0985-31-3776
にお願いします。

◆ 「ご当地グルメコンテスト 2017 in まつり宮崎」に出店します

町では、町内の農畜産物を活用して地域活性化を推進するため、県内26市町村が参加する「ご当地グルメコンテスト2017」に出店します。

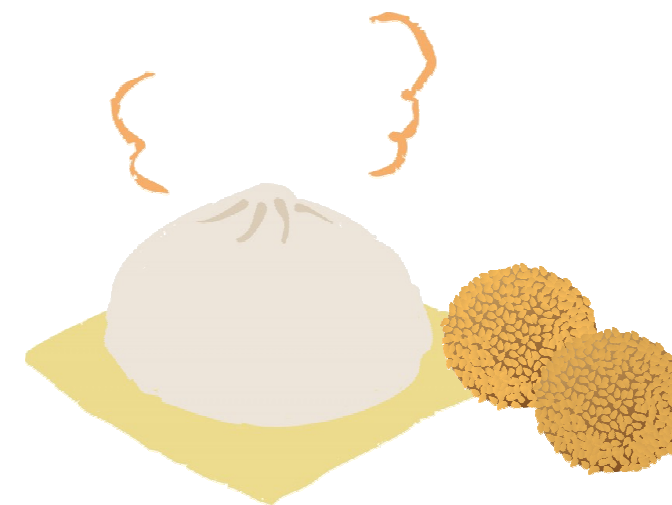
当日は、都城東高等学校調理科の生徒が作った料理の販売を行います。26市町村の順位を決めるコンテスト投票も行われますので、お時間のある人はぜひお越しください。

■日時＝8月19日（土）雨天決行 ※荒天の場合20日（日）
午前10時～午後5時

■会場＝MRTミック2階 ダイヤモンドホール
宮崎市橘通西4丁目6-3
※当日は「まつり宮崎」も同時開催されますので、会場周辺は混雑が予想されます。公共交通機関をご利用ください。

■メニュー＝「みまたこだわり 豚まん&ごま団子 高校生スペシャル」
調理科の生徒が考えた町産食材を使ったレシピです。

■食材(予定)＝バイオ茶ポーク、甘酒、みまたんごま、プチヴェール ほか



※お問い合わせは、

企画商工課 企画商工係（3階 ⑫番窓口）

☎：52-9084（直通）にお願いします。

◆「平成29年度三股町文化賞・功労賞」候補者・団体をご推薦ください

町では毎年、町の文化の向上・発展に多大な貢献があり、学術・芸術・技術・体育の各部門の功績が特に著しい個人や団体を表彰しています。

今年も11月3日（金曜・祝日）「文化の日」に表彰式を開催するため、選考準備を進めています。

対象者の年齢は問いません。各部門において、皆さんの周りで素晴らしい功績を挙げた人や団体がいましたら、ぜひ推薦してください。

記

- 表彰の種類＝ 文化賞、功労賞
- 対象部門＝ 学術・芸術・技術・体育の4部門
- 表彰範囲＝ 町内在住者、出身者や縁故者、または町内所在の団体
- 選考方法＝ 「文化賞等選考審査会」で審査します
- 表彰式＝ 11月3日（金曜・祝日）「文化の日」に行います
- 推薦書の提出先＝ 町立文化会館
※推薦書用紙は町立文化会館にあります
- 提出期限＝ 8月31日（木）



※お問い合わせは、
町立文化会館 ☎：51-3462 にお願ひします。

◆国民年金の受給資格期間が25年から10年に短縮されます

年金を受け取るためには、保険料納付済期間(国民年金の保険料納付期間や厚生年金保険料、共済組合などの加入期間を含む)と国民年金の保険料免除期間などを合計した資格期間が原則として25年以上必要でした。平成29年8月1日からは、資格期間が10年以上で年金を受け取ることができます。

<対象者>

65歳以上で、年金を受け取るために必要な期間が10年以上経過している人。 ※資格期間が10年以上と確認できた人には、日本年金機構からご自宅に「老齢年金請求書（黄色の封筒）」を順次発送していきます。

**黄色の封筒が届いた人は、年金を受け取ることができます。
封筒が届いたら「ねんきんダイヤル」に電話をして、年金受け取りの予約と手続きをしましょう。**

「ねんきんダイヤル」☎：0570-05-1165

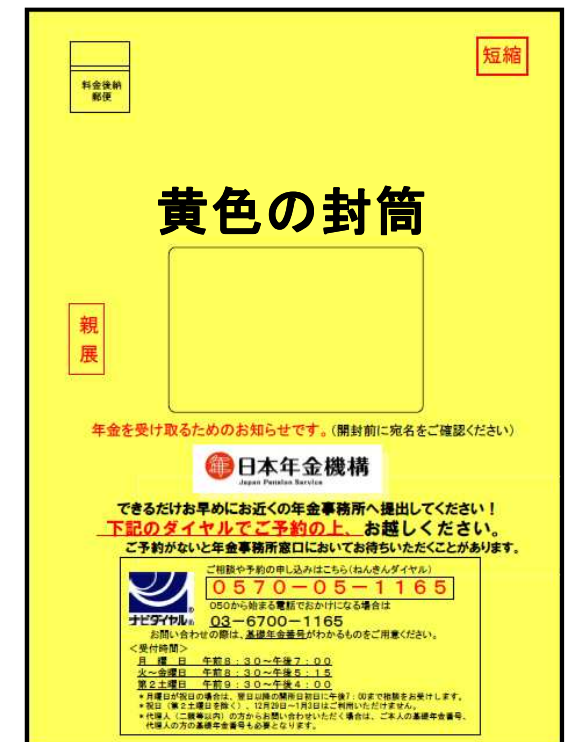
※平日 午前8時30分～午後5時15分（月曜は午後7時まで）

※毎月第2土曜 午前9時30分～午後4時

※月曜が祝日の場合は翌日の午前8時30分～午後7時

詳しくは「ねんきんダイヤル」または町民保健課にお尋ねください。

※お問い合わせは、
町民保健課 国保年金係
（1階 ③番窓口）
☎：52-9631（直通）
にお願ひします。



◆ 平成29年度被爆二世健康診断調査事業のお知らせ

両親のどちらかが被爆者健康手帳を持っており、原爆投下後に生まれた人（胎児被爆者以外）で、希望する人を対象に健康診断を実施します。
受診料は無料（交通費は自己負担）ですので、健康管理のために受診してください。

■ **申込期間** = 8月1日（火）～8月31日（木）まで

■ **申込先** = 県福祉保健部 健康増進課 疾病対策担当
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

■ **申込方法** = 所定の様式、または任意の様式に必要事項を記入し、封書で申し込んでください

【必要事項】

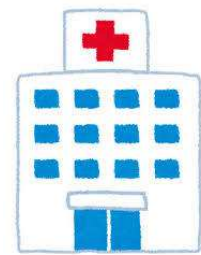
- ・本人の氏名（フリガナ）、性別、生年月日、住所（郵便番号）、電話番号、過去の受診歴（年度や受診結果を記入）、受診を希望する医療機関名
- ・親の氏名（フリガナ）、住所（郵便番号）、電話番号、被爆者健康手帳の番号

■ **健診実施期間** = 9月中旬～平成30年3月上旬（予定）

※日程の詳細は後日希望者に通知します

■ **健康診断実施機関** = 県立宮崎・延岡・日南病院、串間市民病院、都城健康サービスセンター、小林市立病院、国立病院機構宮崎病院、済生会日向病院、高千穂町国民健康保険病院、仁和会竹内病院、宮崎生協病院

- **検査項目** =
- (1) 視診、問診、聴診、打診や触診による検査
 - (2) CRP定量検査
 - (3) 血球数計算
 - (4) 血色素検査
 - (5) 尿検査（ウロビリノーゲン、蛋白、糖、潜血）
 - (6) 血圧測定
 - (7) AST検査法、ALT検査法、γ-GTP検査法による肝機能検査
 - (8) ヘモグロビンA1c検査
 - (9) 血清蛋白分画検査による多発性骨髄腫検査



昨年度より検査項目として血清蛋白分画検査による多発性骨髄腫検査が追加されました。ただし、既存の検査項目を受けずに、多発性骨髄腫検査のみを受診することはできません。

肝機能検査やヘモグロビンA1c検査は、医師が必要と認めた場合に行うものとし、多発性骨髄腫検査は受診者の希望により行うものとします。

※お問い合わせは、
県庁健康増進課 ☎：0985-26-7079 にお願ひします。

◆ 合併処理浄化槽の補助制度をご利用ください

町では、生活排水による大淀川の水質汚濁の防止と、快適な生活環境の創造を目的として、浄化槽の設置に対する補助制度を設けています。

■ 補助金額

人槽区分	【くみ取りや 単独処理浄化槽からの改築の場合】
5人槽	33万2,000円
6～7人槽	41万4,000円
8～10人槽	54万8,000円
11～20人槽	54万8,000円

※新築に対する補助はありません。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する人のうち、既設の単独処理浄化槽を撤去する場合は、前述の補助金額に上乗せして撤去費用を補助（上限9万円）する制度を設けています。詳しくはお問い合わせください。

■ 補助を受けるためには

合併処理浄化槽の設置工事を始める前に、必ず補助金交付申請をしてから、補助金交付決定通知を受けてください。**交付決定前に工事を始めると補助金の交付を受けることができません（交付決定前に職員が現場確認を行います）**。また、県が指定する浄化槽工事登録業者以外で工事を行うと補助を受けることができませんので、ご注意ください。

補助金は予算上限に達した時点で終了となります。あらかじめご了承ください。

■ 補助の対象

居住に使用する建物（併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上が住居部分であること）で、既設のくみ取り・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する人。ただし、寄宿舍や別荘は除きます。

■ 補助の要件

- ・ 公共下水道や農業集落排水処理区域外であること。
- ・ 申請者と同居する世帯全員が町税などを滞納していないこと。
※世帯用の「滞納のない証明」を提出してください。
- ・ 県が指定する浄化槽設置者講習会を受講していること、など。



※お問い合わせは、環境水道課 環境保全係（2階 ⑩番窓口）
☎：52-9082（直通）にお願ひします。

◆ 国民健康保険限度額適用認定証などの申請と更新をお願いします

「国民健康保険限度額適用認定証」とは

※入院時の療養などに係る窓口負担が「限度額まで」となる黄色いカードです。

70歳未満の国民健康保険加入者で、現在持っている【国民健康保険限度額適用認定証（以下《限度額認定証》という）】は世帯の所得状況の見直しにより、**8月1日以降は使用できません。**

8月1日以降も入院予定の人は、新しい限度額認定証が必要になりますので、国保年金係（役場1階③番窓口）で世帯主が申請の手続きをしてください。

※限度額認定証の発行は随時行っています。

入院に係る窓口負担の軽減となりますので、現在、限度額認定証を持っていない人も、入院するときは申請を行ってください。

《注意》

- ◆ 限度額認定証の適用は、申請のあった月の初日からとなります。
- ◆ 保険税を滞納している世帯には交付できません。
- ◆ 古い限度額認定証は国保年金係（役場1階③番窓口）へ返却するか、各自の責任で処分してください。

《申請に必要なもの》

- ◆ 国民健康保険被保険者証・印かん（認め印可）
- ◆ 世帯主や適用減額対象者（入院予定の人）のマイナンバーの分かるもの

※平成29年度町県民税（住民税）非課税世帯の人は、食事代が1食あたり360円から210円（低所得1の人は100円）に減額されます。

70歳未満の国保加入者で住民税非課税世帯の人や、70歳以上の国保加入者で低所得2の区分に該当する人は、入院日数が過去1年間で90日を超えた場合に、再度申請をすることで食事代が160円に減額されます。

※保険税滞納世帯でも、非課税世帯の人には入院時の食事代が軽減される標準負担額現額認定証が発行されます。

■ 自己負担限度額（平成29年8月診療分から一部改正）
70歳未満の国保加入者（月額）

区分	所得要件	限度額（月額）	多数該当※1
ア	保険税課税所得が901万円超の世帯（世帯内に未申告者がいる場合を含む）	25万2,600円＋（総医療費－84万2,000円）×1%	14万円
イ	保険税課税所得が600万円から901万円以下の住民税課税世帯	16万7,400円＋（総医療費－55万8,000円）×1%	9万3,000円
ウ	保険税課税所得が210万円から600万円以下の住民税課税世帯	8万100円＋（総医療費－26万7,000円）×1%	4万4,400円
エ	保険税課税所得が210万円以下の住民税課税世帯	5万7,600円	4万4,400円
オ	住民税非課税世帯	3万5,400円	2万4,600円

※1…「多数該当」とは、過去1年間に医療費が限度額を超えた月が4回以上ある場合に、4回目の月から限度額が引き下げられます。

70歳以上の国保加入者（月額）

所得区分	外来月額（個人単位）	外来＋入院月額（世帯単位）
一定以上所得者（3割負担）※1	5万7,600円	8万100円＋（総医療費－26万7,000円）×1% ※5
一般（2割負担）※2	1万4,000円（年間上限14万4,000円）	5万7,600円 ※5
低所得2 ※3	8,000円	2万4,600円
低所得1 ※4	8,000円	1万5,000円

※1…同一世帯に一定の所得（課税所得が145万以上の人）がある70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる場合。ただし、該当者の収入の合計が、2人以上の世帯の場合は520万円未満、1人の場合は383万円未満であるという申請をして、認定された場合には一般の区分と同様になります。

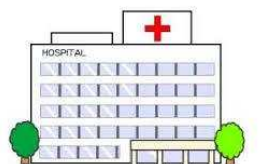
※2…昭和19年4月1日までに生まれた人は1割負担になります。

※3…同一世帯の世帯主と全ての国保被保険者が住民税非課税の人。

※4…住民税非課税の世帯で世帯員の所得が一定基準に満たない人。

※5…過去1年間に高額療養費の支給が4回以上あった場合、限度額は4万4,000円になります。

※お問い合わせは、町民保健課 国保年金係（1階 ③番窓口）
☎：52-9631（直通）をお願いします。



◆「児童扶養手当」の制度をお知らせします

■児童扶養手当とは

離婚・死亡などの理由で父や母がいない児童や、父や母が政令に定める重度の障害の状態にある児童に手当を支給する制度です。この手当は、ひとり親家庭などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

■手当を受けることができる人

国内に住所があり、次の支給要件のいずれかに該当する児童（18歳になった日以降の最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で政令の定める程度の障害の状態にある児童）を監護している父母、または父母に代わって児童を養育している人が受け取ることができます。

《支給要件》

1. 離婚	父母が婚姻（事実婚含む）を解消した児童
2. 死亡	父（母）が死亡した児童
3. 障害	父（母）が政令に定める重度の障害の状態にある児童
4. 生死不明	父（母）の生死が明らかでない児童
5. 遺棄	父（母）から一年以上同居せずに監護されていない児童
6. DV保護命令	父（母）が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
7. 拘禁	父（母）が一年以上拘禁されている児童
8. 未婚	母が婚姻（事実婚含む）しないで生まれた児童

■次のような場合は手当が支給されません

- ・児童が児童福祉施設などに入所、または里親に預けられたとき。
- ・父母が、婚姻の届け出などはしていなくても、事実上の婚姻関係（内縁関係など）があるとき。
- ・母または養育者が、平成15年4月1日時点において離婚などの支給要件に該当してから5年を経過しても請求がなかったとき。

■公的年金などとの併給ができるようになりました

これまで、公的年金(※)を受給している人は児童扶養手当を受給できませんでしたが、児童手当法の改正により、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当より低い場合は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

※公的年金…遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

■手当の支給額

手当の額は、請求者、配偶者や扶養義務者(同居もしくは同敷地内に居住している請求者の父母兄弟姉妹など3親等以内の人)の前年の所得(1月～6月は、前々年の所得)によって、手当の全額を受給できる人、手当の一部を受給できる人、手当が支給されない人が決まります。

支給対象児童数	手当の全額を受給できる人	手当の一部を受給できる人
1人	4万2,290円	4万2,280円～9,980円
2人目の加算額	9,990円	9,980円～5,000円
3人目以降の加算額	5,990円	5,980円～3,000円

※支給額は「物価スライド制」により変動することがあります。

※一部支給額は所得に応じて10円単位で変わります。

■所得の制限

扶養親族などの数	請求者（父母または養育者）		孤児などの養育者・配偶者・扶養義務者（円）
	手当の全額を受給できる人	手当の一部を受給できる人	
0人	19万円未満	192万円未満	236万円未満
1人	57万円未満	230万円未満	274万円未満
2人	95万円未満	268万円未満	312万円未満
3人	133万円未満	306万円未満	350万円未満
4人	以下38万円ずつ加算	以下38万円ずつ加算	以下38万円ずつ加算

「所得額」＝年間収入額－必要経費（給与所得控除額など）＋養育費の8割－8万円（社会・生命保険料相当額）－諸控除

※諸控除についての詳しい内容は直接お問い合わせください。

※所得制限を超えている人には支給されません。

■手当を受けるための手続き

受給要件に該当する人は、本人が福祉課児童福祉係窓口で申請手続きをする必要があります。

県知事の認定を受けた後に支給されます。

提出書類は、要件により異なるためお問い合わせください。

■手当の支払い方法

県知事の認定を受けると、全ての書類をそろえて認定請求をした日の翌月から支給され、年に3回、4カ月分の手当がまとめて4月、8月、12月の11日に指定された金融機関の口座に振り込まれます。支払日が土曜・日曜・祝日に当たるときは、その直前の金融機関が営業している日となります。

■現況届を提出しましょう

県知事の認定を受けた人は、毎年8月に「児童扶養手当現況届」を必ず提出していただくことになります。

現況届により、世帯の状況、前年の所得状況などを毎年見直しますので、手当額の変更や、支給されなくなる場合があります。

現況届を提出しないと、その年の8月以降の手当を受けることができなくなります。また、2年間提出がされていない場合、受給資格がなくなりますので注意してください。



※お問い合わせは、

福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）

☎：52-9060（直通）をお願いします。

◆ 農地利用状況調査（農地パトロール）を実施します

農業委員会の活動計画の一環として、8月中旬から農地利用状況調査（農地パトロール）を行い、農地の違反転用と遊休農地の発生防止に取り組みます。

農地パトロールでは現地調査を行い、農地の違反転用の実態を把握し、違反転用者には農地への回復などの指導・勧告を実施します。

また、遊休農地などは所有者（管理者）に今後の意向調査を行い、農地の再生や農地利用計画書の提出などの指導を実施していきます。

農地パトロールの際には、調査のため農地などに調査員が立ち入りますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q&A

◎遊休農地とは？

- (1) 農地法上の用語で、一定期間耕作されておらず、今後耕作されないと見込まれる農地。
- (2) 周辺の農地と比べて著しく耕作されていない農地。

◎なぜ調査が必要なの？

農地は耕作をやめて数年経つと、原形を失うほどに荒れて、耕作できる状態に戻すためには大変な労力と時間がかかります。

農地の適正な管理を怠ると、雑草が茂って害虫などの温床となるだけでなく、粗大ゴミや産業廃棄物の不法投棄による悪臭や汚水の発生源となります。

また、火災発生の原因となるなど近隣農業者や周辺住民に大きな迷惑となる可能性があります。

草刈りや耕運などを速やかに行い、農地を再生しておきましょう。



※お問い合わせは、

農業委員会（3階 ⑫番窓口）

☎：52-9087（直通）をお願いします。

◆ サトイモ疫病の発生情報が確認されました

北諸県管内の複数地域でサトイモ疫病の発生が確認されました。

サトイモへの感染力が強いため、今後、蔓延^{まんえん}が予想されます。

ご自分のサトイモ栽培地で発生を確認した場合には、至急「アミスター20フロアブル」の散布を行ってください。

※「アミスター20フロアブル」は使用回数が3回までに限られていますので、散布回数にはご注意ください。

蔓延防止には、継続した防除が必要です。

「アミスター20フロアブル」を散布した後、2週間後から「ジーファイン水和剤」を継続して散布してください。

農薬は、株元までしっかり散布しましょう！

<疫病の病斑>



○強日射や高温時に薬剤を散布すると、薬害が発生することがありますのでご注意ください。

○薬剤を散布する前に、ボトルなど裏面ラベルの内容を確認しましょう。

疫病について不明な点がありましたら、北諸県農業改良普及センターにお問い合わせください。

■サトイモ疫病緊急対策支援事業について

サトイモの疫病蔓延防止策として、今年、新たに「ジーファイン水和剤」「アミスター20フロアブル」という薬剤が適用拡大されました。

県は、これらの薬剤を使って防除を行った人に、薬剤購入金額の一部助成を行います（現在、町も助成を検討中です）。また、JA都城との出荷契約を結んでいる人（以下「JA出荷者」という）で、防除を行った人は、別途JA都城からの一部助成もあります。

(1) 助成対象要件

今年作付したサトイモの栽培地に、次の①・②の2種類の薬剤をどちらも2回以上散布した、またはこれから散布する場合に限ります。
※どちらか片方のみの購入・散布では助成の対象となりませんのでご注意ください。

- ①ジーファイン水和剤（予防剤）
- ②アミスター20フロアブル（予防・治療剤）

(2) 助成対象数量

- ①ジーファイン水和剤・・・10㎡当たり1袋(500g入り)
1回の散布に0.5袋使用
- ②アミスター20フロアブル・・・10㎡当たり1本(250ml入り)
1回の散布に0.5本使用

※例えば、合計で50㎡の防除を行った場合、各薬剤（散布2回分）は5袋(本)までが助成の対象です

- (3) 助成率 作付面積10㎡当たり1,000円を上限に助成予定
※JA出荷者は、県助成金に加算してJA都城からも一部助成あり

- (4) 申込み資格 町内在住者

(5) 申請方法

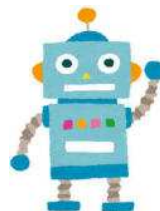
- ① JA出荷契約者は、JA都城営農販売課で申請
※詳しくはJA都城営農販売課（☎：38-6691）までお問い合わせください。
- ② 「①」以外の方は農業振興課で申請 ※申請書は農業振興課にあります。※認め印、2種類の農薬購入が分かる農薬購入伝票や領収証（レシート可）をお持ちください。

- (6) 申込期間 10月31日(火)まで

※お問い合わせは、
農業振興課 農政企画係（3階 ⑫番窓口）
☎：52-9086（直通）にお願いします。



◆ 「おもちゃ病院三股」 を開設します



期 日	8月19日(土) 毎月第3土曜日
時 間	・開 院 午後1時～5時ごろ ※受け付けは午後3時までをお願いします。
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します（一部、材料費などが掛かることがあります）。ただし、破損がひどい物、欠品がある物については、修理できない場合があります。現物を見て判断しますので、ご了承ください。 ・A C電源で作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れがある物、水に浮く物（浮輪・ボートなど）は修理対象外です。



※お問い合わせは、

代表：横山健一 ☎：51-0241 または、
増田親忠 携帯：090-1926-8783
をお願いします。

◆ 「ふれあい福祉相談」 を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について、相談を受け付けています。

また、電話での相談も行います。

- 相談日： 毎週月曜日・水曜日・金曜日
- 時 間： 午前9時～午後5時
- 場 所： 町総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、町社会福祉協議会

☎：52-1246 をお願いします。

